

報道関係各位

**件 名 令和8年度からスタートする計画について****1 第3次飯能市地域情報化推進計画について**

現行計画の計画期間が令和7年度をもって終了するにあたり、令和8年度からの次期計画として、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえ、本市の情報化の方向性や施策を示すとともに、デジタル社会に対応した本市のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進するため第3次飯能市地域情報化推進計画を策定します。

担当者 広報情報課長 関田 純良  
連絡先 TEL042-986-5071（直通）

**2 第6次飯能市清流保全実施計画について**

現行計画の計画期間が令和7年度をもって終了するにあたり、公共水域の水質保全をさらに推進するため、飯能市環境保全条例第19条第1項の規定に基づき「将来にわたって公共用水域の水質を保全することが特に重要な区域」として、現行の原市場地区、名栗地区に加え、新たに吾野地区、東吾野地区、南高麗地区を追加した山間5地区を清流保全区域とし、第6次飯能市清流保全実施計画を策定します。

担当者 環境緑水課長 浅見 稔  
連絡先 TEL042-973-2125（直通）

**3 飯能市都市計画マスタープラン改訂版・立地適正化計画について**

都市計画マスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、将来のまちづくりの基本的な方向を示すものです。現行計画が令和7年度に中間年度を迎えること、令和8年度から開始する第6次飯能市総

合振興計画との整合を図る必要があることから、立地適正化計画の策定に併せて改訂します。

また、立地適正化計画は、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に対応した都市機能と居住の誘導により、公共交通と連携したコンパクト・プラス・ネットワークの取組と、防災も含めた持続可能なまちづくりを進めるために策定します。

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部と見なすことから、改訂する都市計画マスタープランと一体で策定します。

担当者	都市計画課長	栗田	孔崇
連絡先	Tel042-973-2268（直通）		

#### 4 第2次飯能市空家等対策計画について

現行計画の計画期間が令和7年度をもって終了するにあたり、人口減少・住宅老朽化・所有者の高齢化等により増加・深刻化する空家の課題に対し総合的・計画的に対応するため、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に基づく法定計画として第2次飯能市空家等対策計画を策定します。

担当者	建築課長	長谷部	雅
連絡先	Tel042-973-2170（直通）		

#### 5 飯能市建築物耐震改修促進計画について

現行計画の計画期間が令和7年度をもって終了するにあたり、本市における住宅等の耐震化の実態を踏まえ、耐震化を計画的に推進することにより地震発生時の被害を軽減するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条に基づく法定計画として飯能市建築物耐震改修促進計画を策定します。

担当者	建築課長	長谷部	雅
連絡先	Tel042-973-2170（直通）		

#### 6 「飯能市水道ビジョン」及び「飯能市水道事業中期経営計画（前期）」について

飯能市水道ビジョンは、本市の将来を見据えた水道の理想像を明示するとと

もに、その理想像を具現化するため、今後、水道事業が進むべき方向性や実現方策等を明らかにするもので、本市水道事業の基本計画として位置付けるものです。

また、飯能市水道事業中期経営計画（前期）は、飯能市水道ビジョンに示された基本理念や目標を達成するため、令和8年度からの5年間において実施すべき事業の概要や施策等を明らかにするもので、水道事業の実施計画となるものです。

現行の飯能市水道ビジョン及び飯能市水道事業中期経営計画（後期）が、令和7年度をもって終了することから、令和8年度を初年度とする新たな飯能市水道ビジョン及び飯能市水道事業中期経営計画（前期）を策定します。

担当者	水道業務課長	西島	正樹
連絡先	Tel042-973-3661（直通）		
担当者	水道工務課長	橋本	典久
連絡先	Tel042-973-3697（直通）		

## 7 第3次飯能市教育大綱・第4期飯能市教育振興基本計画について

現行の教育大綱及び教育振興基本計画が令和7年度をもって終了するにあたり、将来の予測が困難な時代に、誰もが豊かな人生を生き抜くうえで、ますます重要になる教育の役割を果たしていくため、これからの時代に合った本市の教育に関する総合的な施策の大綱として「第3次飯能市教育大綱」を、また、教育の振興のための基本的な計画として「第4期飯能市教育振興基本計画」を策定します。

担当者	教育総務課長	宮崎	健司
連絡先	Tel042-973-3602（直通）		

## 8 第4次飯能市こども読書活動推進計画について

現行計画の計画期間が令和7年度をもって終了するにあたり、こどもの読書活動を推進する意義と必要性を踏まえ、こどもが自らの興味・関心に応じて多様な本と出会い、読書を通じて言葉、想像力及び表現力を育むことで、心豊かに生きる力を培うことを目的とし、こどもの読書活動の更なる推進を図るための指針として本計画を策定します。

担当者 図書館長 紫藤 悦子 連絡先 Tel042-972-2114（直通）
---

## 9 第4次飯能市図書館サービス計画について

現行計画の計画期間が令和7年度をもって終了するにあたり、第1次計画から基本理念として掲げてきた「市民に愛され、市民とともに創り続ける図書館」を継承しつつ、情報環境の変化など時代に合わせた地域課題の解決支援、ひとづくり・つながりづくりなど、多様な視点から新たな役割を担う、本市ならではの図書館サービスを構築するために策定します。

担当者 図書館長 紫藤 悦子 連絡先 Tel042-972-2114（直通）
---

## 第3次飯能市地域情報化推進計画について

### 1 計画策定の趣旨

現行計画の計画期間が令和7年度をもって終了するにあたり、令和8年度からの次期計画として、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえ、本市の情報化の方向性や施策を示すとともに、デジタル社会に対応した本市のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進するため第3次飯能市地域情報化推進計画を策定します。

### 2 計画の期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

### 3 計画の概要

#### （1）基本理念

「人に優しいデジタル社会の実現に向けた 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）」

#### （2）推進方針

- 推進方針1 将来都市像の実現に資するデジタル改革の推進
- 推進方針2 費用対効果を重視したメリハリのあるデジタル投資
- 推進方針3 基盤－仕組み－人財 三位一体のデジタル改革の推進

#### （3）基本方針

- 基本方針1 DXによる市民サービスの向上
- 基本方針2 DXによる地域の魅力向上
- 基本方針3 地域DXを推進するための行政DX

## 第6次飯能市清流保全実施計画について

### 1 計画策定の趣旨

現行計画の計画期間が令和7年度をもって終了するにあたり、公共水域の水質保全を更に推進するため、飯能市環境保全条例第19条第1項の規定に基づき「将来にわたって公共用水域の水質を保全することが特に重要な区域」として、現行の原市場地区、名栗地区に加え、新たに吾野地区、東吾野地区、南高麗地区を追加した山間5地区を清流保全区域とし、第6次飯能市清流保全実施計画を策定します。

### 2 計画の期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

### 3 計画の概要

本市の魅力は、「緑と清流」に恵まれた豊かな自然環境と調和した住環境にあり、清流保全はその基調をなすものとなっています。

清流保全の重点区域を、清流保全区域として指定し、水資源の重要性を踏まえ、自然環境の重要な要素である水質の保全目的のため、一般家庭・事務所などの排水処理施設の整備推進、河川への負荷低減のための意識啓発などを進めるとともに、地域住民等の理解と協力を得ながら水質汚濁防止対策を含む総合的な清流保全対策を推進します。

## 飯能市都市計画マスタープラン改訂版・立地適正化計画について

### 1 計画策定の趣旨

都市計画マスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、将来のまちづくりの基本的な方向を示すものです。現行計画が令和7年度に中間年度を迎えること、令和8年度から開始する第6次飯能市総合振興計画との整合を図る必要があることから、立地適正化計画の策定に併せて改訂します。

また、立地適正化計画は、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に対応した都市機能と居住の誘導により、公共交通と連携したコンパクト・プラス・ネットワークの取組と、防災も含めた持続可能なまちづくりを進めるために策定します。

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部と見なすことから、改訂する都市計画マスタープランと一体で策定します。

### 2 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和27年度（2045年度）まで

### 3 対象区域

都市計画マスタープランの対象区域は、都市全体を見渡す観点から、現行計画と同様に都市計画区域外も含めた行政区域全体を対象とします。

立地適正化計画の対象区域は、都市計画区域を基本としますが、都市計画区域外についても関連付けた内容とします。

### 4 計画の概要

(1) まちづくりの方針「都市と自然が調和する ずっと暮らしたいまち」

(2) まちづくりの目標

【目標1】コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の構築

【目標2】都市活力の創出

【目標3】都市生活の充実

【目標4】快適な都市環境の保全・創出

【目標5】持続可能な都市の運営

(3) 将来都市構造（目指すべき都市の骨格構造）

(4) 都市計画マスタープラン（全体構想・地区別構想）

(5) 立地適正化計画（誘導方針・居住誘導区域・都市機能誘導区域・誘導施設・誘導施策・届出制度・防災指針・目標指標）

## 第2次飯能市空家等対策計画について

### 1 計画策定の趣旨

現行計画の計画期間が令和7年度をもって終了するにあたり、人口減少・住宅老朽化・所有者の高齢化等により増加・深刻化する空家の課題に対し総合的・計画的に対応するため、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に基づく法定計画として第2次飯能市空家等対策計画を策定します。

### 2 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

### 3 計画の概要

空家等の問題を、個人の問題としてだけでなく地域社会全体の課題と捉え、自助（所有者等の責務）、共助（地域住民、事業者等の協力）及び公助（行政の支援）の観点から、所有者等、市民、事業者等、市の多様な主体が協働して対策を講じ、官民連携により取り組んでいくことを基本理念として、「予防」、「活用」、「解消」の3つの視点で、空家等対策を推進してまいります。

## 飯能市建築物耐震改修促進計画について

### 1 計画策定の趣旨

現行計画の計画期間が令和7年度をもって終了するにあたり、本市における住宅等の耐震化の実態を踏まえ、耐震化を計画的に推進することにより地震発生時の被害を軽減するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条に基づく法定計画として飯能市建築物耐震改修促進計画を策定します。

### 2 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

### 3 計画の概要

本市の建築物の耐震化の目標を次のとおり設定し、耐震化を促進します。

種 類	現状(令和6年度)	目標(令和12年度)
住宅	91.5%	95%
多数の者が利用する市有建築物	92.9%	100%
多数の者が利用する民間建築物	92.5%	おおむね解消

## 「飯能市水道ビジョン」及び「飯能市水道事業中期経営計画（前期）」 について

### 1 計画策定の趣旨

飯能市水道ビジョンは、本市の将来を見据えた水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するため、今後、水道事業が進むべき方向性や実現方策等を明らかにするもので、本市水道事業の基本計画として位置付けるものです。

また、飯能市水道事業中期経営計画（前期）は、飯能市水道ビジョンに示された基本理念や目標を達成するため、令和8年度からの5年間において実施すべき事業の概要や施策等を明らかにするもので、水道事業の実施計画となるものです。

現行の飯能市水道ビジョン及び飯能市水道事業中期経営計画（後期）が、令和7年度をもって終了することから、令和8年度を初年度とする新たな飯能市水道ビジョン及び飯能市水道事業中期経営計画（前期）を策定します。

### 2 計画の期間

- (1) 飯能市水道ビジョン 令和8年度から令和17年度まで（10年間）
- (2) 飯能市水道事業中期経営計画（前期） 令和8年度から令和12年度まで（5年間）

### 3 計画の概要

#### (1) 飯能市水道ビジョン

##### ○基本理念

将来にわたり安全で安心な水を安定的に供給するため、経営基盤の強化を図るとともに、「災害に強い水道施設の構築」と「施設の適切な維持管理」に取り組み、「持続可能で信頼される水道」を実現します。

##### ○目標の設定

- ① 安全な水の安定供給（安全）
- ② 災害等に強い水道（強靱）
- ③ 経営基盤の強化による持続可能な水道（持続）

#### (2) 飯能市水道事業中期経営計画（前期）

##### ○実施事業

- ① 主要な建設改良事業費

- ・取水・浄水・配水施設等整備事業
- ・老朽管布設替事業
- ・配水管網整備事業
- ・施設耐震化事業
- ・基幹管路耐震化事業

② 経営健全化対策

- ・財政健全化事業
- ・人材育成事業
- ・官民連携推進事業
- ・DX推進事業

③ その他

- ・有間ダムの維持管理等
- ・未給水地域への対応

## 第3次飯能市教育大綱・第4期飯能市教育振興基本計画について

### 1 計画策定の趣旨

現行の教育大綱及び教育振興基本計画が令和7年度をもって終了するにあたり、将来の予測が困難な時代に、誰もが豊かな人生を生き抜くうえで、ますます重要になる教育の役割を果たしていくため、これからの時代に合った本市の教育に関する総合的な施策の大綱として「第3次飯能市教育大綱」を、また、教育の振興のための基本的な計画として「第4期飯能市教育振興基本計画」を策定します。

### 2 計画の期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

### 3 計画の概要

#### （1）基本理念

<p style="text-align: center;">新たな時代を 豊かな学びで創る 飯能教育 未来の笑顔へつなげる ひとづくり・つながりづくり</p>
--

#### （2）基本方針・施策の体系

##### 基本方針Ⅰ

「21世紀型の学校」を目指し、一人の漏れも無く質の高い学びを保障する「学びの改革」に取り組みます

施策1 学びの改革の推進

施策2 豊かな心と健やかな体の育成

施策3 多様なニーズに対応した教育の推進

施策4 市民に信頼される力のある教職員の育成

施策5 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

##### 基本方針Ⅱ

生涯にわたる学びの機会を充実させ、学びの成果を地域に還元できる人を育み、活力ある地域づくりを推進します

施策6 生涯学習の推進

施策7 文化芸術活動の充実

施策8 飯能地域遺産の保存・活用

##### 基本方針Ⅲ

生涯を通じた健康づくり、元気で活力のあるまちづくりのためのスポ

ーツの振興に取り組みます

施策9 スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策10 スポーツ施設の安全な管理運営

施策11 スポーツを通じたまちづくりの推進

基本方針Ⅳ

学校・家庭・地域の連携を深め、つながりの中で共に学び成長できる  
環境を整備します

施策12 学校・家庭・地域の連携・協働による教育の推進

施策13 地域との連携・協働に基づく学習環境の整備

## 第4次飯能市こども読書活動推進計画について

### 1 計画策定の趣旨

現行計画の計画期間が令和7年度をもって終了するにあたり、こどもの読書活動を推進する意義と必要性を踏まえ、こどもが自らの興味・関心に応じて多様な本と出会い、読書を通じて言葉、想像力及び表現力を育むことで、心豊かに生きる力を培うことを目的とし、こどもの読書活動の更なる推進を図るための指針として本計画を策定します。

### 2 計画の期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

### 3 計画の概要

#### ○ 基本理念

「全てのこどもに、かけがえのない本との出会いを」

#### ○ 基本方針

基本理念に沿って2つの基本方針を掲げ、基本方針ごとに具体的な施策を定めます。

- (1) 基本方針Ⅰ 年齢・発達・個性に応じた多様な読書活動支援
- (2) 基本方針Ⅱ 関係機関の連携・協働による推進体制の充実

本計画の進捗状況を把握し達成度を測るための数値目標を8項目設定します。

## 第4次飯能市図書館サービス計画について

### 1 計画策定の趣旨

現行計画の計画期間が令和7年度をもって終了するにあたり、第1次計画から基本理念として掲げてきた「市民に愛され、市民とともに創り続ける図書館」を継承しつつ、情報環境の変化など時代に合わせた地域課題の解決支援、ひとづくり・つながりづくりなど、多様な視点から新たな役割を担う、本市ならではの図書館サービスを構築するために策定します。

### 2 計画の期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

### 3 計画の概要

#### ○ 基本理念

「市民に愛され、市民とともに創り続ける図書館」

#### ○ 基本方針

基本理念に沿って5つの基本方針を掲げ、基本方針ごとに具体的な施策を定めます。

- (1) 基本方針Ⅰ 誰もが安心して本と出会える読書環境づくり
- (2) 基本方針Ⅱ 暮らしと学びを支える図書館サービスの充実
- (3) 基本方針Ⅲ 市民とともに進化する地域協働の図書館運営
- (4) 基本方針Ⅳ 生涯にわたる読書活動の推進
- (5) 基本方針Ⅴ 地域とともに育む読書の輪

本計画の進捗状況を把握し達成度を測るための数値目標を15項目設定し、年度ごとに達成状況を検証・公表します。